|  |
| --- |
| **茅野市森林整備計画変更計画書**（平成31年４月１日変更）自　平成30年（2018）４月１日計画期間至　平成40年（2028）３月31日**長　野　県****茅　野　市**　　　　 |

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の６第２項の規定に基づき、茅野市森林整備計画を変更する。

なお、変更後の茅野市森林整備計画は、平成31年４月１日にその効力を生ずるものとする。

茅野市森林整備計画変更理由

（平成31年４月１日変更）

１　変更理由

森林の転用、編入等に伴う計画の対象とする森林の区域と面積の変更

２　変更内容

茅野市14林班い小班29、32、33、37、41、42、44、47、48、49、60、61、62、63、64施業班を計画区域外とする。

**変更前：**

はじめに

２　茅野市森林整備計画の対象森林の区域（地域森林計画の対象となっている民有林）

（１）地区別民有林面積

|  |  |
| --- | --- |
| 地　区 | 森林面積（ha） |
| ち　の | 218　 |
| 宮　川 | 1,185　 |
| 米　沢 | 2,222　 |
| 豊　平 | 3,738　 |
| 玉　川 | 1,004　 |
| 泉　野 | 53　 |
| 金　沢 | 640　 |
| 湖　東 | 209　 |
| 北　山 | 5,848　 |
| 合　計 | 15,118　 |

※１　計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とします。

２　計画の対象とする森林の区域図は、次ページ及び本計画の付属資料（大縮尺図）にあります。

また、詳細な区域図は、茅野市農林課林務係又は諏訪地域振興局林務課で閲覧することができます。

３　森林面積は、四捨五入のため、各項の加算値と総数は必ずしも一致するものではありません。

目次

Ⅰ　基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

１　森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

３　森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

Ⅱ　森林の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

第１　森林の立木竹の伐採 （間伐を除く）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

１　樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

３　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

第２　造林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

１　人工造林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

２　天然更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在・・・・・・・・・・・・・16

４　森林法第10条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の

命令の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

第３　間伐及び保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・・・・・・・・17

２　保育の種類別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

第４　公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林・・・・・・・・・・・・20

１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・・20

２　木材生産機能維持増進森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・22

　　３　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

第５　委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進・・・・・・・・・・・・・・25

１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針・・・・・・25

２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策・・25

３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・・・25

第６　森林施業の共同化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

１　森林施業の共同化の促進に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策・・・・・・・・・・・26

３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・26

第７　作業路網その他の森林整備に必要な施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム・・・・・27

２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域・・・・・・・・・・・・・27

３　作業路網の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

第８　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

１　林業に従事する者の養成及び確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進・・・・・・・・・・・29

３　林産物の利用促進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

Ⅲ　森林の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

　第１　鳥獣害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

　　１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法・・・・・・・31

　　２　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

第２　森林病害虫等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護・・・・・・・・31

１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

２　鳥獣害対策の方法 （第１に掲げる事項を除く）・・・・・・・・・・・・・・・31

３　林野火災の予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する上で留意すべき事項・・・・・・32

５　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

Ⅳ　森林の保健機能の増進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

１　保健機能森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

２　保健機能森林の区域内における造林、保育、伐採その他の施業の方法・・・・・33

３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備・・・・・・・・・・・・・34

Ⅴ　その他森林の整備に必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

１　森林経営計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

２　森林整備を通じた地域振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

３　森林の総合利用の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

４　住民参加による森林の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

５　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

Ⅵ　その他

　　１　計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

　　２　付属資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

Ⅶ　参考資料

　　１　人口及び就業構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38

　　２　森林資源の現状等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38

Ⅰ　基本的事項

１　森林整備の現状と課題

　　　当市は、日本のほぼ中央に位置し、八ヶ岳連峰裾野の標高770メートルから2,899メートルに広がり、総面積26,659haの広大な土地を有する自然豊かな高原都市です。高山植物が咲き乱れる春、湿度が低く爽やかな夏、紅葉の秋、山々が雪化粧する冬と四季の変化がはっきりしています。また、国内有数の精密機械工業集積地である諏訪地域の一角を成し、立地優位性を背景に、さまざまな製造業が集積しています。

　　産業構造は、電気機械を主体とした製造業を中心に、八ヶ岳、蓼科、白樺湖・車山、縄文の里など雄大な自然環境を活かした観光業、地域の暮らしを支える商業、八ヶ岳山麓に広がる農耕地や森林資源を活用した農業・林業など、各産業がそれぞれの特性を生かし成長してきました。

当市の森林（国有林を含む）面積は20,088haで、総面積の75％を占めています。この内、民有林面積は15,118 haで、約80％が財産区、林野利用農業協同組合及び企業等の団体所有林、約20％が零細な個人所有林で構成されています。

当市の民有林における蓄積は2,678,462㎥（177㎥／ha）となっており、豊富な森林資源を有しています。

当市の民有林では、年間100ha程度の間伐が進められていますが、依然として間伐等の森林整備が進まない場所も多くあります。また、民有林の約90％が林齢50年を超える林分であるため、積極的な森林整備の推進と並行して森林資源の利活用の推進が求められています。

当市では、上記の現状と課題を踏まえ、中長期的な林政運営の方向を明らかにし、森林整備及び森林資源の利活用を推進することを目的に、茅野市林業振興ビジョンを策定し、平成23年（2011年）４月１日から「豊かな森林と共生し、活力あふれる自然環境都市茅野」を基本目標に、森林・路網現況調査、森林整備説明会及び間伐材の利用検討会等を実施しました。

また、平成30年（2018年）３月31日の茅野市林業振興ビジョン計画期間満了に伴い、新たな茅野市林業振興ビジョンを策定し、「八ヶ岳の裾野に広がる豊かな森林との共生～地域が織りなす快適な空間づくり～」を基本目標に掲げました。基本目標達成に向けて、以下の３つの柱を中心に、引き続き林政を運営してまいります。

（１）多様な森林整備及び環境保全の推進

（２）間伐材の利用促進及び森林資源の有効活用

（３）森林づくりを支えるための教育活動

Ⅱ森林の整備

第４　公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

　１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（１）水源涵（かん）養機能維持増進森林

　ア　区域の設定

　　　　当該森林の区域を別表１に定めます。

　　イ　森林施業の方法

　　　　当該森林を伐期の延長を推進すべき森林として定めます。

【伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢の下限】

|  |  |
| --- | --- |
| 区　域 | 樹　　　　　　　　　　種 |
| カラマツ | アカマツ | ヒノキ | スギ | その他針葉樹 | クヌギ | ナラ類 | ブナ | その他広葉樹 |
| 水源涵（かん）養機能維持増進森林 | 50年 | 50年 | 55年 | 50年 | 70年 | 25年 | 30年 | 80年 | 30年 |

（２）山地災害防止／土壌保全、快適環境形成及び保健文化機能維持増進森林

ア　区域の設定

　　　　次の①から③までに掲げる森林の区域を別表２に定めます。

①　山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

　　　②　快適環境形成機能維持増進森林

　　　③　保健文化機能維持増進森林

　　イ　森林施業の方法

アの①から③までに掲げる森林を、複層林施業を推進すべき森林として定めます。

（アの①から③までに掲げる森林であって、択伐による複層林施業を推進すべき森林及び長伐期施業を推進すべき森林として定める森林はありません。）

|  |  |
| --- | --- |
| 　施業の区分 | 施業の方法 |
| 施業種 | 複層林施業 |
| 植　栽 | 主伐の実施後５年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に不足する本数を植栽する。植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を２年以内に植栽する。 |
| 間　伐 | 単層林である場合、Ry0.85以上の森林については、Ryが0.75以下となるよう間伐する。 |
| 主　伐 | 林　齢 | 標準伐期齢以上 |
| 方　法 | 伐採率70％以下の伐採 |
| 立木材積 | 標準伐期齢における立木材積に10分の５を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。 |
| 伐採材積が年間成長量(ｶﾒﾗﾙﾀｷｾ式補正)に相当する材積に５を乗じて得た材積以下とする。 |
| 　立木材積は、下層木を除いてRy0.75以上、伐採材積は、Ry0.65以下となるよう伐採する。 |

２　木材生産機能維持増進森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（１）木材生産機能維持増進森林

ア　区域の設定

当該森林の区域を別表３に定めます。

イ　森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進します。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

　　　　なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとします。

|  |  |
| --- | --- |
| 施業の区分 | 施　業　の　方　法 |
| 植　栽 | 主伐の実施後５年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に不足する本数を植栽する。 |
| 間　伐 | おおむね５年後に樹冠疎密度が10分の８以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35％以内の伐採とする。 |
| 主　伐 | 林　齢 | 標準伐期齢以上 |
| 方　法 | 　皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。 |
| 伐採後の造林を天然更新（ぼう芽更新を除く。）とする場合は、伐採率70％以下の伐採とする。 |
| 伐採立木材積 | 伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値（ｶﾒﾗﾙﾀｷｾ式補正）に相当する材積に５を乗じて得た材積以下とする。 |

【別表１】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 施業の方法 | 森林の区域 | 面積（ha） |
| 水源涵（かん）養機能維持増進森林 | 伐期の延長を推進すべき森林 | 80～82、84、110～112、126、130-い、130-ろ・は、134-は～ほ、136、137、151、152-へ、153、154-い、154-ろ～へ、155～159、160-い、160-ろ、160-は、160-に・ほ、161-い、163-い～り、163-ぬ、166-い、167-い、168-い～に・へ・ち、171-ろ、178-ろ、203-に～と、204～207 | 2,803.46 |

【別表２】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 施業の方法 | 森林の区域 | 面積（ha） |
| 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林 | 複層林施業を推進すべき森林 | １-は・に、２-い、５-ろ、５-に、６-い、７-い、８-は、９-い、10、11-ろ～に、12-ろ、17-い、18、20-は、21-い、21-ろ～に、22-ろ、22-は、23-い、23-ほ、23-へ、24-は、24-に、25～27、30-い、31-い、31-ろ、31-は、40-は、72-は・ほ、76-い、76-ろ、76-は、76-に、76-ほ、79-と、92-い、96-は、96-に、96-ほ、97-ろ、113-い、117-い、118-に、120-い、127-い、130-い、139-に、139-ほ、140-い、148-い、148-ろ、154-い、160-ろ、160-は、163-ぬ、164-わ、168-ほ・と、170-わ、171-ほ、172-い、175-い、176-い、179-と、191-い、193-は、199-い・ろ、201-い、202-へ、203-ろ・は | 948.03 |
| 快適環境形成機能維持増進森林 | 複層林施業を推進すべき森林 | １-い・ろ、２-い、２-ろ・は、３、４、５-い、５-ろ、５-は、５-に、５-ほ、６-い、６-ろ～に、13-ろ・は、14～16、17-い、17-ろ～に、22-い、23-ろ～に、33、34、40-に、41、43-い・ろ、57、58、63、65、67、68、69-い・に・ほ、70、72-い・ろ・ぬ・る、77、78、86-い、87、88-い、92-い、92-ろ～に、95、96-い・ろ、96-は、96-に、96-ほ、97-い、97-ろ、98～109、118-い～は、118-に、119、120-い、120-ろ・は、121～123、124-い、127-い、127-ろ～と、128、129、131～133、134-い・ろ、135、138、139-ろ・は、139-に、139-ほ、140-い、140-ろ・は、141～147、148-い、148-ろ、148-は・に、149・150、152-い～ほ、167-い、167-ろ、169-ほ～と、171-い・は・に、172-ろ～に、173、174、175-い、175-ろ・は、176-い、176-ろ・は、177、178-い・は、179-と、180～188、190、191-い、192、193、194-に～へ、195～198、199-ち、200-い・は、202-ろ・は・ち | 5,203.52 |
| 保健文化機能維持増進森林 | 複層林施業を推進すべき森林 | 28、29、30-い、30-ろ、31-い、31-ろ、31-は、32、35～39、189、194-い～は、201－ろ～と | 715.61 |

【別表３】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 公益的機能との重複 | 施業の方法 | 森林の区域 | 面積（ha） |
| 木材生産機能維持増進森林 | なし | Ⅱ－第４－２－（１）－イ森林施業の方法に記載 | ７-い、７-ろ～ほ、８-い・ろ、８-は、９-い、９-ろ・は、11-い、12-い・は・に、13-い、19、20-い・ろ、20-は、21-い、22-ろ、22-は、23-い、23-ほ、23-へ、24-い・ろ、24-は、24-に、40-い・ろ、40-は、42、43-は・に・ほ、44～56、59～62、64、66、69-ろ・は、71、72-に・へ～り、73～75、76-ろ、76-は、79-い～へ、79-と、79-ち～ぬ、83、85、86-ろ・は、88-ろ・は、89～91、92-ほ・へ、93、94、113-い、113-ろ～ほ、114～116、117-い、117-ろ～ほ、120-に・ほ、124-ろ、125、161-ろ～に、162、164-い～を、165、166-ろ～に、169-い～に、170-い～を、199-は～と・り、200-ろ・に～へ、202-い・に・ほ、202-へ、202-と・り、203-い | 5,446.95 |

 ３　その他

（１）施業実施協定の締結の促進方法

現在、米沢地区において、森林林業関係のＮＰＯ法人団体と施業実施協定を締結し森林整備が進められています。

今後、施業実施協定の対象エリアの拡張や、新たな森林林業関係のＮＰＯ法人団体による施業実施協定への参加推進のため、以下の支援を行います。

①　森林整備協定を実践しているグループやＮＰＯ法人等に対して、国、県等関係機関と連携し、各種研修を実施することで、技術力の向上を図ります。

②　森林所有者に対して積極的な広報活動を行うことにより、手入れの重要性を理解してもらい、上記ＮＰＯ法人等の情報提供を行います。

第５　委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

　１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

持続的な森林経営を推進するため、当市民有林の約60％を占める財産区、山林組合及び林野利用農業協同組合が所有する森林を中心に、森林組合等林業事業体と共同し、森林経営計画が策定されるよう促進します。

　２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

　　　次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進します。

①　森林組合等林業事業体、特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、自治会や地域協議会、森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行います。

②　地域単位の懇談会や説明会を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を図ります。

③　施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを行い、森林経営計画の作成を促進します。

　３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

　　　次のことに留意することとします。

①　森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業体との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知するものとします。

②　森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねる事が必要になることを森林所有者に周知するものとします。

第７　作業路網その他の森林整備に必要な施設

３　作業路網の整備

（１）基幹路網

イ　基幹路網の整備計画

（単位　延長：m　面積：ha）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 開設／拡張 | 種類 | 区分 | 位置(林班) | 路線名 | 延長及び箇所数 | 利用区域面積 | うち前半５年分 | 対図 | 備考 |
| 開設(新設) | 自動車道 | 林道 | 154、158165、168、16991、9350、51、5781 | 東　嶽美濃戸林　裏望　岳多々羅枝 | 5,0005,0003,3005,000600 | 10449724332310 | ○ | 路網整備等推進区域図 |  |
| 開設(改築) | 自動車道 | 林道 | 73、74 | 多々羅 | 2,000 | 247 | ○ | 路網整備等推進区域図 |  |
| 拡張(舗装) | 自動車道 | 林道 | 18、19、20 | 坂　室 | 1,800 | 217 |  | 路網整備等推進区域図 |  |
| 拡張(改良) | 自動車道 | 林道 | 79、80、81富士見7826、2711 | 天皇林支大沢山高　部猿ヶ入 | 600（10箇所）1,000（５箇所）150（３箇所）50（１箇所） | 1301685967 | ○○ | 路網整備等推進区域図 | 法面保全局部改良局部改良局部改良 |
| 計 |  |  |  |  | 24,450 | 1,998 |  |  |  |

Ⅲ　森林の保護

第１　鳥獣害の防止

　１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

（１）区域の設定

対象鳥獣はニホンジカとするが、当市では、森林生態系多様性基礎調査の調査結果等により、対象鳥獣による被害が一部で認められるものの、鳥獣被害防止計画の具現化による管理捕獲の推進により、被害が減少傾向であるため、区域の設定は行いません。

（２）鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、鳥獣保護管理事業計画との整合性、市の農業振興ビジョン等関連計画との連携も図りつつ、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害対策実施隊による管理捕獲のほか、状況に応じた鳥獣被害防止柵等の防除施設の設置や、忌避剤の散布・塗布により、被害の拡大防止対策を推進します。

Ⅵ　その他

１　計画策定の経過

（１）森林法第10条の5第6項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 意見聴取日 | 意見聴取方法 | 相手方 |
| 平成29年11月20日 | 有識者意見聴取 | 長野県林業総合センター元所長　片倉　正行　氏 |
| 平成29年11月20日 | 茅野市林業振興ビジョン第２次策定部会 兼 推進委員会 | 部会員９名 |
| 平成29年12月６日 | 有識者意見聴取 | 長野県林業総合センター元所長　片倉　正行　氏 |
| 平成29年12月12日 | 茅野市林業振興ビジョン第２次策定部会 兼 推進委員会 | 部会員８名 |

（２）公告・縦覧期間

　　　　平成30年（2018年）２月１日　から　平成30年（2018年）３月２日　まで

**変更後：**

はじめに

２　茅野市森林整備計画の対象森林の区域（地域森林計画の対象となっている民有林）

（１）地区別民有林面積

|  |  |
| --- | --- |
| 地　区 | 森林面積（ha） |
| ち　の | 218　 |
| 宮　川 | 1,182　 |
| 米　沢 | 2,222　 |
| 豊　平 | 3,738　 |
| 玉　川 | 1,004　 |
| 泉　野 | 53　 |
| 金　沢 | 640　 |
| 湖　東 | 209　 |
| 北　山 | 5,848　 |
| 合　計 | 15,114　 |

※１　計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とします。

２　計画の対象とする森林の区域図は、次ページ及び本計画の付属資料（大縮尺図）にあります。

また、詳細な区域図は、茅野市農林課林務係又は諏訪地域振興局林務課で閲覧することができます。

３　森林面積は、四捨五入のため、各項の加算値と総数は必ずしも一致するものではありません。

目次

Ⅰ　基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

１　森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

３　森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

Ⅱ　森林の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

第１　森林の立木竹の伐採 （間伐を除く）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

１　樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

３　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

第２　造林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

１　人工造林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

２　天然更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在・・・・・・・・・・・・・16

４　森林法第10条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の

命令の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

第３　間伐及び保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・・・・・・・・17

２　保育の種類別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

第４　公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林・・・・・・・・・・・・20

１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・・20

２　木材生産機能維持増進森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・23

　　３　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

第５　委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進・・・・・・・・・・・・・・25

１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針・・・・・・25

２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策・・25

３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・・・25

４　森林経営管理制度の活用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

第６　森林施業の共同化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

１　森林施業の共同化の促進に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策・・・・・・・・・・・26

３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・26

第７　作業路網その他の森林整備に必要な施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム・・・・・27

２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域・・・・・・・・・・・・・27

３　作業路網の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

第８　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

１　林業に従事する者の養成及び確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進・・・・・・・・・・・29

３　林産物の利用促進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

Ⅲ　森林の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

　第１　鳥獣害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

　　１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法・・・・・・・31

　　２　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

第２　森林病害虫等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護・・・・・・・・31

１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

２　鳥獣害対策の方法 （第１に掲げる事項を除く）・・・・・・・・・・・・・・・31

３　林野火災の予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する上で留意すべき事項・・・・・・32

５　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

Ⅳ　森林の保健機能の増進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

１　保健機能森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

２　保健機能森林の区域内における造林、保育、伐採その他の施業の方法・・・・・33

３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備・・・・・・・・・・・・・34

Ⅴ　その他森林の整備に必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

１　森林経営計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

２　森林整備を通じた地域振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

３　森林の総合利用の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

４　住民参加による森林の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

５　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

Ⅵ　その他

　　１　計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

　　２　付属資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

Ⅶ　参考資料

　　１　人口及び就業構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38

　　２　森林資源の現状等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38

Ⅰ　基本的事項

１　森林整備の現状と課題

　　　当市は、日本のほぼ中央に位置し、八ヶ岳連峰裾野の標高770メートルから2,899メートルに広がり、総面積26,659haの広大な土地を有する自然豊かな高原都市です。高山植物が咲き乱れる春、湿度が低く爽やかな夏、紅葉の秋、山々が雪化粧する冬と四季の変化がはっきりしています。また、国内有数の精密機械工業集積地である諏訪地域の一角を成し、立地優位性を背景に、さまざまな製造業が集積しています。

　　産業構造は、電気機械を主体とした製造業を中心に、八ヶ岳、蓼科、白樺湖・車山、縄文の里など雄大な自然環境を活かした観光業、地域の暮らしを支える商業、八ヶ岳山麓に広がる農耕地や森林資源を活用した農業・林業など、各産業がそれぞれの特性を生かし成長してきました。

当市の森林（国有林を含む）面積は20,088haで、総面積の75％を占めています。この内、民有林面積は15,114 haで、約80％が財産区、林野利用農業協同組合及び企業等の団体所有林、約20％が零細な個人所有林で構成されています。

当市の民有林における蓄積は2,677,885㎥（177㎥／ha）となっており、豊富な森林資源を有しています。

当市の民有林では、年間100ha程度の間伐が進められていますが、依然として間伐等の森林整備が進まない場所も多くあります。また、民有林の約90％が林齢50年を超える林分であるため、積極的な森林整備の推進と並行して森林資源の利活用の推進が求められています。

当市では、上記の現状と課題を踏まえ、中長期的な林政運営の方向を明らかにし、森林整備及び森林資源の利活用を推進することを目的に、茅野市林業振興ビジョンを策定し、平成23年（2011年）４月１日から「豊かな森林と共生し、活力あふれる自然環境都市茅野」を基本目標に、森林・路網現況調査、森林整備説明会及び間伐材の利用検討会等を実施しました。

また、平成30年（2018年）３月31日の茅野市林業振興ビジョン計画期間満了に伴い、新たな茅野市林業振興ビジョンを策定し、「八ヶ岳の裾野に広がる豊かな森林との共生～地域が織りなす快適な空間づくり～」を基本目標に掲げました。基本目標達成に向けて、以下の３つの柱を中心に、引き続き林政を運営してまいります。

（１）多様な森林整備及び環境保全の推進

（２）間伐材の利用促進及び森林資源の有効活用

（３）森林づくりを支えるための教育活動

Ⅱ森林の整備

第４　公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

　１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（１）水源涵（かん）養機能維持増進森林

　ア　区域の設定

　　　　当該森林の区域を別表１に定めます。

　　イ　森林施業の方法

　　　　当該森林を伐期の延長を推進すべき森林として定めます。

【伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢の下限】

|  |  |
| --- | --- |
| 区　域 | 樹　　　　　　　　　　種 |
| カラマツ | アカマツ | ヒノキ | スギ | その他針葉樹 | クヌギ | ナラ類 | ブナ | その他広葉樹 |
| 水源涵（かん）養機能維持増進森林 | 50年 | 50年 | 55年 | 50年 | 70年 | 25年 | 30年 | 80年 | 30年 |

【別表１】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 施業の方法 | 森林の区域 | 面積（ha） |
| 水源涵（かん）養機能維持増進森林 | 伐期の延長を推進すべき森林 | 80～82、84、110～112、126、130-い、130-ろ・は、134-は～ほ、136、137、151、152-へ、153、154-い、154-ろ～へ、155～159、160-い、160-ろ、160-は、160-に・ほ、161-い、163-い～り、163-ぬ、166-い、167-い、168-い～に・へ・ち、171-ろ、178-ろ、203-に～と、204～207 | 2,803.46 |

（２）山地災害防止／土壌保全、快適環境形成及び保健文化機能維持増進森林

ア　区域の設定

　　　　次の①から③までに掲げる森林の区域を別表２に定めます。

①　山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

　　　②　快適環境形成機能維持増進森林

　　　③　保健文化機能維持増進森林

　　イ　森林施業の方法

アの①から③までに掲げる森林を、複層林施業を推進すべき森林として定めます。

（アの①から③までに掲げる森林であって、択伐による複層林施業を推進すべき森林及び長伐期施業を推進すべき森林として定める森林はありません。）

|  |  |
| --- | --- |
| 　施業の区分 | 施業の方法 |
| 施業種 | 複層林施業 |
| 植　栽 | 主伐の実施後５年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に不足する本数を植栽する。植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を２年以内に植栽する。 |
| 間　伐 | 単層林である場合、Ry0.85以上の森林については、Ryが0.75以下となるよう間伐する。 |
| 主　伐 | 林　齢 | 標準伐期齢以上 |
| 方　法 | 伐採率70％以下の伐採 |
| 立木材積 | 標準伐期齢における立木材積に10分の５を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。 |
| 伐採材積が年間成長量(ｶﾒﾗﾙﾀｷｾ式補正)に相当する材積に５を乗じて得た材積以下とする。 |
| 　立木材積は、下層木を除いてRy0.75以上、伐採材積は、Ry0.65以下となるよう伐採する。 |

【別表２】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 施業の方法 | 森林の区域 | 面積（ha） |
| 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林 | 複層林施業を推進すべき森林 | １-は・に、２-い、５-ろ、５-に、６-い、７-い、８-は、９-い、10、11-ろ～に、12-ろ、17-い、18、20-は、21-い、21-ろ～に、22-ろ、22-は、23-い、23-ほ、23-へ、24-は、24-に、25～27、30-い、31-い、31-ろ、31-は、40-は、72-は・ほ、76-い、76-ろ、76-は、76-に、76-ほ、79-と、92-い、96-は、96-に、96-ほ、97-ろ、113-い、117-い、118-に、120-い、127-い、130-い、139-に、139-ほ、140-い、148-い、148-ろ、154-い、160-ろ、160-は、163-ぬ、164-わ、168-ほ・と、170-わ、171-ほ、172-い、175-い、176-い、179-と、191-い、193-は、199-い・ろ、201-い、202-へ、203-ろ・は | 948.03 |
| 快適環境形成機能維持増進森林 | 複層林施業を推進すべき森林 | １-い・ろ、２-い、２-ろ・は、３、４、５-い、５-ろ、５-は、５-に、５-ほ、６-い、６-ろ～に、13-ろ・は、14～16、17-い、17-ろ～に、22-い、23-ろ～に、33、34、40-に、41、43-い・ろ、57、58、63、65、67、68、69-い・に・ほ、70、72-い・ろ・ぬ・る、77、78、86-い、87、88-い、92-い、92-ろ～に、95、96-い・ろ、96-は、96-に、96-ほ、97-い、97-ろ、98～109、118-い～は、118-に、119、120-い、120-ろ・は、121～123、124-い、127-い、127-ろ～と、128、129、131～133、134-い・ろ、135、138、139-ろ・は、139-に、139-ほ、140-い、140-ろ・は、141～147、148-い、148-ろ、148-は・に、149・150、152-い～ほ、167-い、167-ろ、169-ほ～と、171-い・は・に、172-ろ～に、173、174、175-い、175-ろ・は、176-い、176-ろ・は、177、178-い・は、179-と、180～188、190、191-い、192、193、194-に～へ、195～198、199-ち、200-い・は、202-ろ・は・ち | 5,199.22 |
| 保健文化機能維持増進森林 | 複層林施業を推進すべき森林 | 28、29、30-い、30-ろ、31-い、31-ろ、31-は、32、35～39、189、194-い～は、201－ろ～と | 715.61 |

２　木材生産機能維持増進森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（１）木材生産機能維持増進森林

ア　区域の設定

当該森林の区域を別表３に定めます。

イ　森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進します。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

　　　　なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとします。

|  |  |
| --- | --- |
| 施業の区分 | 施　業　の　方　法 |
| 植　栽 | 主伐の実施後５年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に不足する本数を植栽する。 |
| 間　伐 | おおむね５年後に樹冠疎密度が10分の８以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35％以内の伐採とする。 |
| 主　伐 | 林　齢 | 標準伐期齢以上 |
| 方　法 | 　皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。 |
| 伐採後の造林を天然更新（ぼう芽更新を除く。）とする場合は、伐採率70％以下の伐採とする。 |
| 伐採立木材積 | 伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値（ｶﾒﾗﾙﾀｷｾ式補正）に相当する材積に５を乗じて得た材積以下とする。 |

【別表３】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 公益的機能との重複 | 施業の方法 | 森林の区域 | 面積（ha） |
| 木材生産機能維持増進森林 | なし | Ⅱ－第４－２－（１）－イ森林施業の方法に記載 | ７-い、７-ろ～ほ、８-い・ろ、８-は、９-い、９-ろ・は、11-い、12-い・は・に、13-い、19、20-い・ろ、20-は、21-い、22-ろ、22-は、23-い、23-ほ、23-へ、24-い・ろ、24-は、24-に、40-い・ろ、40-は、42、43-は・に・ほ、44～56、59～62、64、66、69-ろ・は、71、72-に・へ～り、73～75、76-ろ、76-は、79-い～へ、79-と、79-ち～ぬ、83、85、86-ろ・は、88-ろ・は、89～91、92-ほ・へ、93、94、113-い、113-ろ～ほ、114～116、117-い、117-ろ～ほ、120-に・ほ、124-ろ、125、161-ろ～に、162、164-い～を、165、166-ろ～に、169-い～に、170-い～を、199-は～と・り、200-ろ・に～へ、202-い・に・ほ、202-へ、202-と・り、203-い | 5,446.95 |

 ３　その他

（１）施業実施協定の締結の促進方法

現在、米沢地区において、森林林業関係のＮＰＯ法人団体と施業実施協定を締結し森林整備が進められています。

今後、施業実施協定の対象エリアの拡張や、新たな森林林業関係のＮＰＯ法人団体による施業実施協定への参加推進のため、以下の支援を行います。

①　森林整備協定を実践しているグループやＮＰＯ法人等に対して、国、県等関係機関と連携し、各種研修を実施することで、技術力の向上を図ります。

②　森林所有者に対して積極的な広報活動を行うことにより、手入れの重要性を理解してもらい、上記ＮＰＯ法人等の情報提供を行います。

第５　委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

　１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

持続的な森林経営を推進するため、当市民有林の約60％を占める財産区、山林組合及び林野利用農業協同組合が所有する森林を中心に、森林組合等林業事業体と共同し、森林経営計画が策定されるよう促進します。

　２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

　　　次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進します。

①　森林組合等林業事業体、特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、自治会や地域協議会、森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行います。

②　地域単位の懇談会や説明会を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を図ります。

③　施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを行い、森林経営計画の作成を促進します。

　３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

　　　次のことに留意することとします。

①　森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業体との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知するものとします。

②　森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねる事が必要になることを森林所有者に周知するものとします。

　４　森林経営管理制度の活用に関する事項

　　　上記の取り組みに加え、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には当市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、当市が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進します。

　　　また、経営管理集積計画及び経営管理実施権配分計画の作成にあたっては、当市森林整備計画で定める公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林における施業の方法と整合を図り、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮を図ります。

第７　作業路網その他の森林整備に必要な施設

３　作業路網の整備

（１）基幹路網

イ　基幹路網の整備計画

（単位　延長：m　面積：ha）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 開設／拡張 | 種類 | 区分 | 位置(林班) | 路線名 | 延長及び箇所数 | 利用区域面積 | うち前半５年分 | 対図 | 備考 |
| 開設(新設) | 自動車道 | 林道 | 154、158165、168、16991、9350、51、5781 | 東　嶽美濃戸林　裏望　岳多々羅枝 | 5,0005,0003,3005,000600 | 10449724332310 | ○ | 路網整備等推進区域図 |  |
| 開設(改築) | 自動車道 | 林道 | 73、74 | 多々羅 | 2,000 | 247 | ○ | 路網整備等推進区域図 |  |
| 拡張(舗装) | 自動車道 | 林道 | 18、19、20 | 坂　室 | 1,800 | 217 |  | 路網整備等推進区域図 |  |
| 拡張(改良) | 自動車道 | 林道 | 79、80、81富士見7826、2711 | 天皇林支大沢山高　部猿ヶ入 | 600（10箇所）1,000（５箇所）150（３箇所）50（１箇所） | 1301685967 | ○○ | 路網整備等推進区域図 | 法面保全局部改良局部改良局部改良 |
| 計 |  |  |  |  | 24,500 | 2,065 |  |  |  |

Ⅲ　森林の保護

第１　鳥獣害の防止

　１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

（１）区域の設定

対象鳥獣はニホンジカとするが、当市では、森林生態系多様性基礎調査の調査結果等により、対象鳥獣による被害が一部で認められるものの、鳥獣被害防止計画の具現化による管理捕獲の推進により、被害が減少傾向であるため、区域の設定は行いません。

（２）鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、鳥獣保護管理事業計画との整合性、市の農業振興ビジョン等関連計画との連携も図りつつ、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害対策実施隊による管理捕獲のほか、状況に応じた鳥獣被害防止柵等の防除施設の設置や、忌避剤の散布等により、被害の拡大防止対策を推進します。

Ⅵ　その他

１　計画策定の経過

（１）森林法第10条の5第6項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 樹立 | 意見聴取日 | 意見聴取方法 | 相手方 |
| 平成29年11月20日 | 有識者意見聴取 | 長野県林業総合センター元所長　片倉　正行　氏 |
| 平成29年11月20日 | 茅野市林業振興ビジョン第２次策定部会　兼　推進委員会 | 部会員９名 |
| 平成29年12月６日 | 有識者意見聴取 | 長野県林業総合センター元所長　片倉　正行　氏 |
| 平成29年12月12日 | 茅野市林業振興ビジョン第２次策定部会　兼　推進委員会 | 部会員８名 |
| 変更 | 平成30年12月３日 | 茅野市林業振興ビジョン第２次策定部会 兼 推進委員会 | 部会員２名 |

（２）公告・縦覧期間

　　　　（樹立）平成30年（2018年）２月１日　から　平成30年（2018年）３月２日　まで

（変更）平成31年（2019年）２月８日　から　平成31年（2019年）３月11日 まで

　（３）計画変更の理由及び変更内容

　　　　　・変更理由

　　　　　　　森林の転用、編入に伴う計画の対象とする森林の区域と面積の変更

　　　　　・変更内容

　　　　　　　茅野市14林班い小班29、32、33、37、41、42、44、47、48、49、60、61、62、

63、64施業班を計画区域外とする。

目　　　　次

　計画事項のうち下線で示した項目の内容について変更する。また、計画事項に変更のないものは掲載を省略している。

　ページ番号は、計画樹立時のものを掲載している。

Ⅰ　基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

１　森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

３　森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

Ⅱ　森林の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

第１　森林の立木竹の伐採 （間伐を除く）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

１　樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

３　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

第２　造林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

１　人工造林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

２　天然更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在・・・・・・・・・・・・・16

４　森林法第10条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の

命令の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

第３　間伐及び保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・・・・・・・・17

２　保育の種類別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

第４　公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林・・・・・・・・・・・・20

１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・・20

２　木材生産機能維持増進森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・23

　　３　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

第５　委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進・・・・・・・・・・・・・・25

１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針・・・・・・25

２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策・・25

３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・・・25

４　森林経営管理制度の活用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

第６　森林施業の共同化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

１　森林施業の共同化の促進に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策・・・・・・・・・・・26

３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・26

第７　作業路網その他の森林整備に必要な施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム・・・・・27

２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域・・・・・・・・・・・・・27

３　作業路網の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

第８　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

１　林業に従事する者の養成及び確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進・・・・・・・・・・・29

３　林産物の利用促進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

Ⅲ　森林の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

　第１　鳥獣害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

　　１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法・・・・・・・31

　　２　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

第２　森林病害虫等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護・・・・・・・・31

１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

２　鳥獣害対策の方法 （第１に掲げる事項を除く）・・・・・・・・・・・・・・・31

３　林野火災の予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する上で留意すべき事項・・・・・・32

５　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

Ⅳ　森林の保健機能の増進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

１　保健機能森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

２　保健機能森林の区域内における造林、保育、伐採その他の施業の方法・・・・・33

３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備・・・・・・・・・・・・・34

Ⅴ　その他森林の整備に必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

１　森林経営計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

２　森林整備を通じた地域振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

３　森林の総合利用の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

４　住民参加による森林の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

５　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

Ⅵ　その他

　　１　計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

　　２　付属資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

Ⅶ　参考資料

　　１　人口及び就業構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38

　　２　森林資源の現状等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38